

記入上の注意事項

■この記入例は、老齢基礎年金を受け取っていた方が亡くなられて、一緒に生活していた配偶者(ご本人も老齢基礎年金を受けている)が、遺族年金を請求する場合のものです。

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上ある場合は、窓口にお申し出ください。

様式第108号

年金請求書(国民年金遺族基礎年金)

- (注) 1. 請求者が2名以上のときは、そのうちの1人について、この請求書にご記入ください。
2. その他の方については、「年金請求書(国民年金遺族基礎年金)(別紙)」(様式第110号)に記入し、この年金請求書に添えてください。
○ のなかに必要事項をご記入ください。(●印欄には、なにも記入しないでください。)
○ 黒インクのボールペンで記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
○ フリガナはカタカナで記入ください。
○ この請求書は市区町村役場またはお近くの年金事務所にご提出ください。

職歴記入欄	① 基礎年金番号	② 生年月日	③ 大正昭和平成
入力処理コード	01	02	
6 3 0 0 0 3			
年金コード			
6 4 5			

二次元コード
1 7 3 2

市区町村	年金事務所
交付年月日	交付年月日

1. 死亡した方についてご記入ください。

① 基礎年金番号	X X X X X X X X X X	② 生年月日	大正昭和平成	X X X X X X X X
③ 氏名	(フリガナ) ネンキン	(姓) タロウ	性別	① 男 ② 女
④ 氏名	(氏) 年金	(名) 太郎	① 男 ② 女	

2. 請求者(年金を受ける方)についてご記入ください。

※個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。詳しくは6ページをご確認ください。

③ 個人番号(マイナンバー)	X X X X X X X X X X X X X X	④ 生年月日	大正昭和平成	X X X X X X X X
⑤ 基礎年金番号	X X X X X X X X X X	⑥ 電話番号	X X X - X X X X - X X X X	
⑦ 氏名	(フリガナ) ネンキン	(姓) ハナコ	⑧ 続柄	① 続 ② 妻
⑨ 住所の郵便番号	(フリガナ) スギナミ	タカドニシ3-5-24	〇〇マンションXX号	
⑩ 住所	杉並区	高井戸西3-5-24	〇〇マンションXX号	

3. 年金

公金受取口座として登録済みの口座を年金振込先にする場合であっても口座情報の記入は必要です。

年金受取口座に公金受取口座として登録済みの口座を利用するかご記入ください。	① 利用する	② 利用しない(または未登録)
年金受取口座として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)	③ 年金振込先	④ 口座番号(左詰めで記入)
⑤ 年金振込先	高井戸 杉並	X X X X X X X X
⑥ 口座番号(左詰めで記入)	⑦ 番号(右詰めで記入)	⑧ 金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄
⑨ 口座名義人氏名(カタカナ)	ネンキン	ハナコ
⑩ 公金受取口座の登録状況	① 登録する	② 登録しない

個人番号(マイナンバー)をご記入いただくことにより、毎年誕生月にご提出いただく「年金受給権者現況届」が原則不要となります。

個人番号(マイナンバー)をご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、個人番号(マイナンバー)を登録させていただきます。

金融機関またはゆうちょ銀行の証明を受けてください。

なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行の証明は必要ありません。

- ・公金受取口座として登録済みの口座を指定する場合
- ・預金通帳(貯金通帳)を持参する場合
- ・次のコピーのうちいずれか1点を添付する場合
 - ① 預金通帳(貯金通帳)
 - ② キャッシュカード
 - ③ 預金口座を明らかにすることができる金融機関が発行する書類
- ・インターネット専業銀行の口座番号がわかる画面をプリントアウトしたものの等を添付する場合

注) 貯蓄口座では年金の受け取りができません。また、インターネット専業銀行の中には年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

原則として、住民票住所をご記入ください。ただし、住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合には、例外的に年金請求書の住所欄に通知書等送付先を記入したうえで、別途、「住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」をご提出ください。

年金振込先を公金受取口座へ登録する場合は1を、登録しない場合は2を○で囲んでください。

(1) 今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
① 国民年金法	① 厚生年金保険法	② 船員保険法	○ 老齢または退職
② 国家公務員共済組合法	② 地方公務員等共済組合法	② 私立学校教職員共済法	○ 障害
③ その他 ()			○ 遺族

過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。
「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。

[illegible]

なお、2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止になります。詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

(1) 年金制度の被保険者または組合員等となっていた期間について、下記の履歴欄にご記入ください。

履歴（死亡した方の公的年金制度加入経過） ※できるだけ詳しく、正確にご記入ください。 （右欄にチェックした場合は記入不要です。）		被保険者記録照会回答票を添付する場合は、以下にチェックしてください。 ☒ 被保険者記録照会回答票の記載内容と相違ない	
(1)事業所（船舶所有者）の名称および 船員であったときはその船舶名	(2)事業所（船舶所有者）の所在地または 国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国 民年金の加入期間	(4)加入していた年 金制度の種類
最 初	杉並区高井戸西3-5-24 〇〇マンションXX号	(自) S40年9月19日 (至) H17年9月19日	① 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
2		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
3		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
4		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
5		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
6		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等
7		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金(船員)保険 4. 共済組合等

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入は不要です。

(2) 死亡した方について、改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。※年金記録の確認に使用します。

旧姓名	(フリガナ) (氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

旧姓名	(フリガナ) (氏)	(名)
変更日	昭和・平成・令和	年 月 日

(3) 過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号をご記入ください。

[illegible]

6. 死亡した方に関してご記入ください。

(1)死亡した方の住所 右欄のいずれかをチェック してください。	☒	請求者と同じ住所
	☐	請求者と別住所（下欄に住所をご記入ください。）
		住所
(2)死亡年月日	令和 XX 年 XX 月 XX 日	
(3)死亡の原因は第三者の行為（交通事故、労働災害、傷害等）によりますか。		
☒ はい ☐ いいえ （「はい」を○で囲んだ場合は「国民年金・厚生年金保険 第三者行為事故特約」の提出が必要となります。）		
(4)死亡の原因は、業務・公務上の事由※によりますか。 （※ 通勤災害は業務上・公務上の事由には該当しません。）		(5)労働基準法による遺族補償※が受けられますか。 （※労働者災害補償保険法（労災法）による給付とは異なります。）
☒ はい ☐ いいえ		☐ はい ☒ いいえ
※（6）～（7）は保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む）および 保険料免除期間では受給要件を満たさない場合のみご記入ください。		
(6)年金の受給に必要な資格期間を確認するため、死亡した方について、20歳から60歳までの期間で年金に加入 していない期間等について、以下の該当する項目を添付書類が必要となる場合があります。 （以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります。） ※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、 お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。		
項番	確認項目（記入欄）	必要な書類の例
①	☒ ・昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒請求書の1ページに記入している方以外で、過去に婚姻していた 相手方がいる場合は、以下にご記入ください。 カナ氏名： 漢字氏名： ※生年月日：（太印・暗印） 年 月 日 ※基礎年金番号： ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲で記入ください。 複数いる場合は、余白にご記入ください。	・婚姻期間が確認できる戸籍謄本 または戸籍抄本※ ※結婚から離婚または死別まで確認で けるもの。婚姻期間が確認されている場合 は、すべての戸籍全部事項証明
②	☒ ・海外に住んでいたことがある	・海外に住んでいた期間が確認 できる戸籍の附票の写し
③	☒ ・外国籍である（あった）方で、65歳到達の前日（65歳の誕生日 の前々日）までに帰化又は永住許可を受けている	以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本 または戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された 在留カード等 ・特別永住者証明書
④	☒ ・平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・ 各種学校の学生であったことがある （夜間部・通信制は除く。）	・在籍（期間）証明書等
⑤	☒ ・死亡した方または配偶者が昭和61年3月以前に、国会議員・ 地方議会議員であったことがある	・国会議員、地方議会議員の期間を 証明できる書類
⑥	☒ ・昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたこと がある	・都道府県知事等の承認により国民 年金の被保険者とされなかった期間 が確認できる書類
⑦	☒ ・死亡した方または配偶者が、4ページの下段に記載の年金または 恩給を受けていたことがある	・年金または恩給を受けていた ことが確認できる証書等
⑧	☒ ・上記①～⑦に該当しない	・なし
(7)死亡した方は昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までの間に沖縄に住んでいたことが ありますか。該当する場合は右欄にチェックしてください。		☐

交通事故など、死亡の
原因が第三者の行為に
よる場合は、その旨を
窓口にお申し出ください。
別途書類が必要です。

年金を受け取っていた
方が亡くなった場合は、
死亡届が必要です。
また、亡くなった方が受
け取るはずであった年
金が残っているときは、
「未支給年金・未支払
給付金請求書」により
請求することができます。
（ただし一定の要件
が必要です。）

生計を同じくしている子がいる場合は、ご記入ください。
 ■子の年齢要件は次のいずれかとなります。
 ・18歳になった後の最初の3月31日まで
 ・国民年金法施行令に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

7. 死亡した方の子についてご記入ください。

子とは、次のいずれかに該当する方を指します。
 ① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
 ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

子 (A欄)	氏名 (フリガナ) ネンキン	氏名 (名) 次郎	生年月日 年 月 日 7.平成 X X X X X X	障害の状態に ある・ない ある ない
	氏名 (フリガナ)	氏名 (名)	生年月日 年 月 日 7.平成 X X X X X X	障害の状態に ある・ない ある ない

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

※請求者が子である場合は、1ページの2に記入した子以外についてご記入ください。
 ※3人目以降は別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

8. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

遺族年金は死亡した方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。
 以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。
 ① 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
 ② 収入要件を満たしていること
 年収850万円(所得655.5万円)以上を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申し立て

申立日 令和 XX 年 XX 月 XX 日
(記入日)

1. 死亡当時、請求者(および子)は、死亡した方と生計を同じくしていましたか。該当するものを○で囲んでください。
 (請求者に子がある場合は、請求者は子と生計を同じくしていましたか。)
 ※同居していた場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしていた場合は生計を同じくしていることとなります。

はい・いいえ

2. 死亡した方によって生計を維持されていた方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」を○で囲んだ方のみご記入ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか
請求者	はい ・いいえ	はい・いいえ
子 (A欄の子)	はい ・いいえ	はい・いいえ
子 (B欄の子)	はい・いいえ	はい・いいえ

※ 「はい」を○で囲んだ方は、おおむね5年以内に年収850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがあることが確認できる書類の添付が必要となります。

1. で「はい」を○で囲んだ場合、同居の事実を明らかにすることができる世帯全員の住民票が必要です。

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要です。

「生計維持とは」
 以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

① 生計同一関係があること

例) 住民票上、同一世帯である。

・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

② 配偶者または子が収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか？もう一度お確かめください。

年金が決定された後に、年金請求書を提出された時点での記入もれの申し立てがありますと、すでに受け取った年金を調整する場合があります。

もう一度、年金請求書の記載内容をお確かめください。